障害者活躍推進計画に基づく取組の実施状況について 【秋田県(知事部局)令和5年度】

令和6年10月 秋田県総務部人事課

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下、「法」という。) 第7条の3第6項の規定に基づき、令和5年度の秋田県知事部局(以下、「知事部局」とい う。)における障害者活躍推進計画に基づく取組の実施状況について、以下のとおり公表し ます。

1 目標に対する達成状況について

(1)採用に関する目標

目標:実雇用率令和4年度実績(令和4年度:3.20%)程度に維持

- ▶ 令和6年6月1日現在、実雇用率3.02%
- ▶ 令和4年度の実績を下回っているが、法定雇用率は達成している。
- ▶ 下回った要因の一つとして、退職等による障害者数の減少がある。今後も率先して障害者雇用を推進していくよう実雇用率の引き上げに努めていく。

時点	職員数	障害者の数	実雇用率	法定雇用率
令和6年6月1日	4144.5 人	125 人	3.02%	2.8%
(参考) 令和5年6月1日	4,126.5 人	128.5 人	3.11%	2.6%
(参考) 令和4年6月1日	3,957.5 人	126.5 人	3.20%	2.6%

(2) 働きやすい職場づくりに関する目標

目標:障害を有する職員を対象に行うアンケート(以下、「職員アンケート」 という) において、ワークエンゲージメントに係る評価値の平均が 3.0 以上(最高値 5.0)

- ▶ (平均値)総合3.05、活力2.94、熱意3.30、没頭2.92
- ▶ 総合的な平均値は3.0を上回っているものの、項目によっては3.0を下回る結果となっており、改善する取組が必要である。

- 2 取組内容の実施状況について
- (1) 障害のある職員の活躍を推進するための体制整備
 - ①組織面
 - ▶ 各所属における効率的な相談内容の記録と引継ぎの手段として導入している「情報共有シート」の活用及び相談体制について、掲示板等を通じて各所属に周知を図りました。

②人材面

- ▶ 職場内での合理的配慮や働き方についての身近な相談先を用意し、所属内で障害への理解を含め、障害の有無に関わらず働きやすい環境整備を図るため、令和5年12月に「障害者活躍サポーター制度」を開始しました。
- (2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出
 - ▶ 障害者雇用の職域拡大のため、会計年度任用職員の更新期に当たって、各所属が 障害者に特化した職員募集を検討するよう、人事課からの依頼を発出しました。
- (3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理
 - ①職務環境の整備
 - ▶ 障害のある方を対象とした採用試験の合格者について、「採用前意向調査シート」により障害の特性や状況を把握し、配慮が必要な点や所属へ情報共有が必要な内容を配属先の職員に情報共有しました。また、採用6か月後に行ったアンケートにおいて、情報共有した事項がすべて配慮されている状況を確認しました。(具体的な配慮事例)
 - 書面による説明、メモをとる時間の確保
 - 階段昇降時の手すり使用やサポート
 - 長時間同じ姿勢を取らなくてよいよう適宜休憩を挟む
 - 執務室内の整理整頓
 - 十分な照明の確保
 - 資料のコントラストへの配慮
 - ▶ 年度当初における所属長の面談、人事評価に係る面談等のほか、障害を有する職員の希望により定期的な面談を所属で実施しました。

②募集・採用

▶ 知事部局正職員の採用試験に当たっては、人事委員会事務局の協力を得て、点字や面接における補助者の同席など、受験者の希望や障害特性に応じた配慮を踏まえた受験が可能となるよう試験準備を行いました。

③働き方

▶ 障害の有無にかかわらず、職員個々の事情に応じた柔軟な働き方に繋げられるよう、令和2年度から時差出勤制度を導入するとともに、令和5年2月からさらに柔軟な時間幅を選択できる時差出勤制度を運用しています。

(勤務開始を7時00分から11時00分までの15分単位で選択)

④キャリア形成

▶ 知事部局内で障害者を会計年度任用職員として雇用する「障害者雇用事業」を継続実施し、32名の雇用を行いました。

⑤障害を有する職員の声

- ▶ 県、市町村及び地方独立行政法人等の職員を対象に障害者についての理解促進のため、令和6年1月に「障害者理解促進研修会」を障害福祉課と共同開催し、障害を有する職員はもとより、周りの上司・同僚等に対して、本計画の趣旨に係る理解促進と知事部局における障害者雇用の状況に関する説明を行いました。
- ▶ 障害の区分に関わらず、障害を有する職員同士が情報交換できるチャットルーム を作成しました。

⑥その他の人事管理

▶ 人事異動期における所属長と職員との面談の機会を通じて、障害を有する職員の個別事情を人事課でも把握し、職場環境で配慮が必要な事項や人事異動に当たっての留意事項などを踏まえた措置を対応するよう努めました。